

## V 大学院等派遣研修 令和5年度実施状況調査結果

「大学院等派遣研修」とは、各都道府県・指定都市教育委員会等が実施する、職務として行う大学院、大学専攻科、大学及び大学附属の研究機関等（以下、「大学院等」という。）への派遣研修を指す。

（令和5年度に大学院等派遣研修を実施した教育委員会等数）

都道府県 (47)	47教委
指定都市 (20)	19教委
複数の自治体による広域連携地区 (1)	0協議会
計 (68)	66教委

※指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会の設けている大学院等派遣研修により派遣しているものを含む。

※複数の自治体による広域連携地区とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定による特例により、府費負担教職員に係る人事行政事務の一部を処理することとしている大阪府豊能地区教職員人事協議会を指す。

### 1. 大学院等派遣研修への派遣者数

(1) 職階（所属学校種）別の派遣者数

(人)

大学院	職階・所属学校種										計	
	管理職等				主幹教諭等				養護教諭	栄養教諭		
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校				
大学院	7	2	0	0	384	186	122	70	10	0	781	
教職大学院	3	2	0	0	334	165	93	53	5	0	655	
教育学研究科	4	0	0	0	43	19	23	14	4	0	107	
その他の研究科	0	0	0	0	7	2	6	3	1	0	19	
大学専攻科	0	0	0	0	10	1	3	10	0	0	24	
大学	0	0	0	0	96	57	18	18	6	0	195	
教員養成系学部	0	0	0	0	82	54	10	15	5	0	166	
その他の学部	0	0	0	0	12	1	8	1	1	0	23	
附属の研究機関等	0	0	0	0	2	2	0	2	0	0	6	
計	7	2	0	0	490	244	143	98	16	0	1,000	

※義務教育学校[前期課程]は小学校に、義務教育学校[後期課程]及び中等教育学校[前期課程]は中学校に、中等教育学校[後期課程]は高等学校に計上されている。以下、義務教育学校及び中等教育学校の区分記載がない項目すべてにおいて同様とする。

※本研修における「管理職等」とは、校長、副校長及び教頭を指す（主幹教諭は除く）。

※「主幹教諭等」とは、教育公務員特例法第26条に規定する「主幹教諭等」のうち、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師を指す。

別に記載する養護教諭及び栄養教諭については除き、各教育委員会等（任命権者）の定めるその他の教諭等についてはこれに含める。

※養護教諭には、養護助教諭を含める。

「その他の研究科」の例

- ・人文社会科学研究科 ・持続性社会創生科学研究科
- ・学校教育研究科 ・総合グローバル学部

「その他の学部」の例

- ・文学部 ・理工学部 ・スポーツ文化学部
- ・国際学部 ・音楽学部

## (2) 派遣期間別の派遣者数

(人)

	派遣期間						計
	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月 以上	
大学院	0	4	6	228	67	476	781
教職大学院	0	4	4	202	61	384	655
教育学研究科	0	0	0	18	5	84	107
その他の研究科	0	0	2	8	1	8	19
大学専攻科	0	0	0	23	0	1	24
大学	0	38	71	84	0	2	195
教員養成系学部	0	38	64	63	0	1	166
その他の学部	0	0	6	17	0	1	24
付属の研究機関等	0	0	1	4	0	0	5
計	0	42	77	335	67	479	1,000

## 2. 今後の動向

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	計 (68教委)
派遣者を増やす方向で検討している	2教委 ( 4.3% )	1教委 ( 5.0% )	0協議会	3教委 ( 4.4% )
研修等定数の増加があれば派遣者を増やす方向で検討している	2教委 ( 4.3% )	1教委 ( 5.0% )	0協議会	3教委 ( 4.4% )
派遣者数は現状維持とする方向で検討している	36教委 ( 76.6% )	17教委 ( 85.0% )	1協議会	54教委 ( 79.4% )
大学院修学休業や自己啓発等の活用により、派遣者を減らす方向で検討している	2教委 ( 4.3% )	0教委 ( 0.0% )	0協議会	2教委 ( 2.9% )
派遣者を減らす方向で検討している (上記に該当する場合を除く)	3教委 ( 6.4% )	1教委 ( 5.0% )	0協議会	4教委 ( 5.9% )
その他	2教委 ( 4.3% )	0教委 ( 0.0% )	0協議会	2教委 ( 2.9% )

その他の回答例

- ・本府では派遣研修制度が2種類あり、うち、教職大学院への派遣については、府からの推薦枠が令和6年度より、廃止されたことを受け、派遣者数が減少する見込みである。（大阪府）

## 3. 大学院等の入学料や授業料等の取り扱い

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	全体 (68教委)
本人が入学料や授業料等を支払う	38教委 ( 80.9% )	14教委 ( 70.0% )	1協議会	53教委 ( 77.9% )
教育委員会が入学料や授業料等を支払う	18教委 ( 38.3% )	5教委 ( 25.0% )	0協議会	23教委 ( 33.8% )
派遣先が入学料や授業料等の全部又は一部を免除している	20教委 ( 42.6% )	10教委 ( 50.0% )	1協議会	31教委 ( 45.6% )

※本項目については複数回答可

その他、具体的な支援等

【平均金額】

- ・新規派遣者は入学金282,000円 + 年間授業料535,800円 = 817,800円。派遣2年目は年間授業料535,800円（岩手県）
- ・教職大学院 1年次：408,900円、2年次：267,900円（山形県）

【支援人数】

- ・1年目（入学料、授業料）10名、2年目（授業料）10名（富山県）

【支援内容】

- ・対象者全員に21年目研修を免除（石川県）
- ・対象者に管理職選考試験の筆記試験を一部免除（京都府）
- ・対象者に中堅教諭等資質向上研修を一部免除（和歌山県）
- ・教職大学院で学校経営について学ぶ者に、教頭・主幹教諭採用候補者選考試験の筆記試験を免除（広島県）

【負担割合】

- ・①本人50% 教育委員会50% ②本人50% 大学50%（福井県）
- ・本人 3分の2、教育委員会 3分の1（仙台市）

4. 派遣研修を実施するまでの課題・問題点

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	計 (68教委)
派遣研修を実施するための予算が不足している	8教委 ( 17.0% )	1教委 ( 5.0% )	1協議会	10教委 ( 14.7% )
教育委員会として、派遣する人的余裕がない	36教委 ( 76.6% )	10教委 ( 50.0% )	1協議会	47教委 ( 69.1% )
教育委員会として派遣するニーズが少ない	1教委 ( 2.1% )	0教委 ( 0.0% )	1協議会	2教委 ( 2.9% )
派遣を希望する者が少ない	28教委 ( 59.6% )	5教委 ( 25.0% )	1協議会	34教委 ( 50.0% )
派遣者の経済的負担が大きい	22教委 ( 46.8% )	7教委 ( 35.0% )	1協議会	30教委 ( 44.1% )
派遣者の学業と職務の両立が困難である	4教委 ( 8.5% )	3教委 ( 15.0% )	1協議会	8教委 ( 11.8% )
近隣の大学に派遣者を受け入れる十分な枠や体制がない	0教委 ( 0.0% )	0教委 ( 0.0% )	0協議会	0教委 ( 0.0% )
近隣の大学に教育委員会のニーズに合う課程が少ない	0教委 ( 0.0% )	1教委 ( 5.0% )	0協議会	1教委 ( 1.5% )

※本項目については複数回答可

5. 教育センター等への派遣研修（1月以上）への派遣者数

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	計 (68教委)
国の機関	110人	4人	0人	114人
都道府県市の機関	307人	13人	0人	320人
企業の研究所等	10人	0人	0人	10人
その他	9人	4人	0人	13人
計	436人	21人	0人	457人

※「教育センター等への派遣研修」とは、各都道府県指定都市教育委員会等が実施する、教員の専門性の向上を

目的とした教育センター等の研究機関への派遣研修（期間が1月以上である長期研修に限る。）を指す。

なお、社会体験研修は対象としない。